

気象業務法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 気象庁が行う地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報の種類及び内容を定めること。  
(第四条関係)

第二 気象庁が行う航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報の内容に火山現象を追加すること。

(第五条関係)

第三 地象の警報について、その種類ごとに警報の通知先を定めること。

(第七条関係)

第四 その他所要の改正を行うこと。

第五 附則関係

一 この政令は、気象業務法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 国土交通省組織令について所要の改正を行うこと。

(附則第二項関係)